

京 都 大 学 学 生 部 委 員 会 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>第1条 京都大学に学生部委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>第2条 委員会は、次の委員で組織する。</p> <p>(1) 厚生補導担当の副学長（以下「副学長」という。）</p> <p>(2) 各研究科（地球環境学堂を含む。）ごとに教授のうちから研究科長（地球環境学堂にあつては地球環境学舎長）の推薦した者 1名</p> <p>2 必要があるときは、臨時に、前項第2号の委員の数を増加することができる。</p> <p>3 第1項第2号の委員は、総長が委嘱する。</p> <p>4 第1項第2号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>（後 略）</p>	<p>第1条</p> <p>第2条</p> <p>(1) } (同 左)</p> <p>(2) }</p> <p>(3) <u>研究所又はセンターの教授 若干名</u></p> <p>2 (同 左)</p> <p>3 <u>第1項第2号及び第3号</u>の委員は、総長が委嘱する。</p> <p>4 <u>第1項第2号及び第3号</u>の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この規程は、平成18年1月23日から施行する。</p> <p>2 この規程の施行後最初に委嘱する第2条第1項第3号の委員の任期は、同条第4項本文の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。</p>